

# 西東京市障害者基本計画（平成26年度～平成35年度）の概要

## 《 障害者福祉に関する制度の改正 》

<p>□ 障害者基本法の改正</p> <p>「障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会を実現すること」が法の目的として新たに規定された。</p> <p>平成23年8月施行</p>	<p>□ 障害者虐待防止法の成立・施行</p> <p>国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、利用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課すなどしている。</p> <p>平成24年10月施行</p>	<p>□ 障害者優先調達推進法の成立・施行</p> <p>国や地方公共団体などの公的機関が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的に購入を進めるため、必要な措置を講ずることになった。</p> <p>平成25年4月施行</p>	<p>□ 障害者総合支援法の成立・施行</p> <p>障害者自立支援法に替わる法律として成立した。障害福祉サービス等の対象となる障害者の範囲に難病患者等が含まれることになった。</p> <p>平成25年4月施行</p>	<p>□ 障害者雇用促進法の改正</p> <p>雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いが禁止されるとともに、法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える等の措置を講ずることになった。</p> <p>平成25年6月成立</p>	<p>□ 障害者差別解消法の制定</p> <p>国・地方公共団体等や民間事業者に対して、障害を理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止が求められることとなった。</p> <p>平成25年6月成立</p>	<p>□ 国の第3次障害者基本計画の策定</p> <p>平成25年9月、平成25年度から平成29年度までの概ね5年間に講ずべき障害者施策の基本的方向について定めた障害者基本計画が策定された。</p> <p>平成25年9月策定</p>
---	--	---	---	--	--	--

## 《 アンケート調査 》

■ 調査時期：  
平成25年5月～7月

■ 調査方法：  
身体障害者調査、知的障害者調査、精神障害者調査、難病患者調査については郵送配付・郵送回収、高次脳機能障害者調査と発達障害者調査については関係機関を通じて配付・郵送回収、通級指導学級調査については学校を通じて配付・郵送回収。

■ 調査対象及び回収状況

【身体障害者調査】  
身体障害者手帳所持者 2,566名（1,256回収）

【知的障害者調査】  
愛の手帳（療育手帳所持者）所持者 513名（214回収）

【精神障害者調査】  
精神障害者保健福祉手帳所持者 542名（207回収）

【難病患者調査】  
難病者福祉手当の受給者 691名（308回収）

【高次脳機能障害者調査】  
関係機関利用者のうち、協力者（8回収）

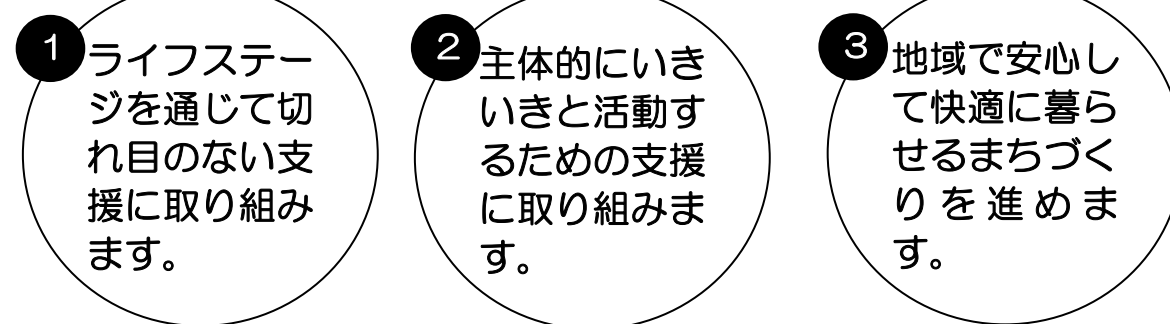
【発達障害者調査】  
関係機関利用者のうち、協力者（15回収）

【通級指導学級調査】  
通級指導学級に通う児童・生徒の保護者 89名（33回収）

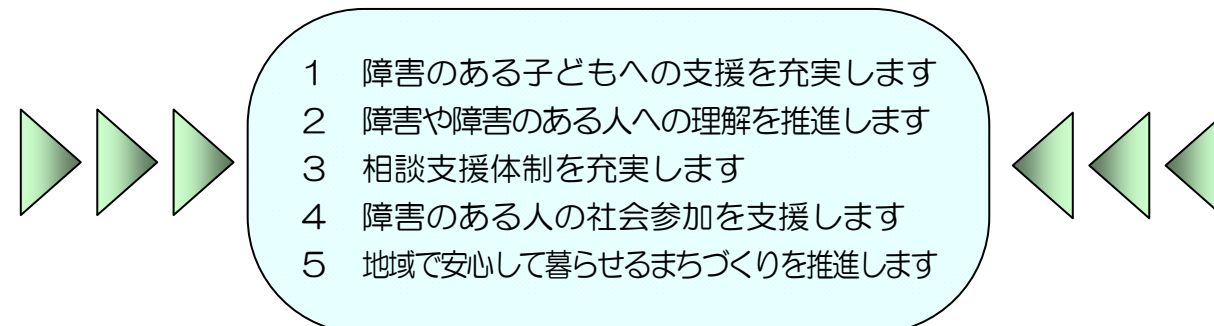
## 《 基本理念 》

障害のある人が、その生涯にわたって、個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。

## 《 基本方針 》



## 《 重点検討課題 》



## 《 具体的な施策展開へ 》

## 《 ヒアリング調査 》

■ 調査時期：  
平成25年5月～6月

■ 調査対象

【障害者団体等】  
西東京市保谷身体障害者協会、西東京市聴覚障害者協会、西東京市中途失聴・難聴者の会、登録手話通訳者の会、西東京市保谷手をつなぐ親の会、田無手をつなぐ親の会、小鳩会（西東京市精神障害者家族会）、はっきいねっと、でこぼこ、

【サービス事業者等】  
保谷障害者福祉センター（地域活動支援センター（身体））、支援センター・ハーモニー（地域活動支援センター（精神））、放課後対策事業さざんかクラブ、ケアワーク北多摩（居宅介護等）、富士町作業所（就労継続支援B型）、コミュニティールーム友訪（就労継続支援B型）、ほうや福祉作業所（就労継続支援B型）、ケアこげら（短期入所等）、さくらの園（生活介護・就労移行支援・就労継続支援B型）、どろんこ作業所（生活介護）

【教育関係】  
石神井特別支援学校、田無特別支援学校、大泉・小平特別支援学校保護者、市内中学校特別支援教育コーディネーター、公民館（くるみ学級・あめんぼ青年教室）

【就労関係】  
就労支援センター・一歩、ハローワーク三鷹、西東京商工会

【その他】  
こどもの発達センター・ひいらぎ

## 施策の展開

基本方針	大項目	中項目	具体的な施策
基本方針1 に関する施策  ～ライフステージを通じて切れ目のない支援に取り組みます。～	(1) 相談支援・ネットワーク [より相談しやすい窓口の整備と相談機関相互のネットワーク化を進めます。]	① 相談支援体制の充実	1-(1)-1 相談機関相互の連携の推進 1-(1)-2 地域活動支援センターにおける相談支援体制の充実 1-(1)-3 身体障害者相談員・知的障害者相談員活動の検討 1-(1)-4 民生委員・児童委員の相談活動の充実
		① 福祉サービスの充実	1-(2)-1 知的障害者の利用を中心とした地域活動支援センターの設置 1-(2)-2 レスパイトや緊急一時保護を行う事業所の誘致 1-(2)-3 難病患者に対するサービス提供体制の確保に向けたニーズ把握 1-(2)-4 高次脳機能障害者に対する支援策の検討・実施 1-(2)-5 発達障害者(児)に対する支援策の検討・実施 1-(2)-6 障害のある人の家族に対する支援 1-(2)-7 地元の大学等、教育機関と連携した福祉人材の育成・確保 1-(2)-8 専門的人材の育成
	(2) 生活支援 [ライフステージごとに、必要な支援を受けられる体制を整備します。]	② サービスの質の確保・向上	1-(2)-9 民間事業所のサービス体制の向上に向けた支援 1-(2)-10 サービス事業者に対する第三者評価
	③ 障害者福祉基盤の整備	1-(2)-11 支援機関相互の連携の推進 1-(2)-12 障害のある人の高齢化による身体機能の低下への対応 1-(2)-13 若年の身体障害者が利用できるサービス事業所の誘致	
(3) 教育・育成 [必要な時期に必要な療育を受けられるよう、早期発見・早期療育体制を整備します。]	④ 地域における支援体制の整備	1-(2)-14 ほっとするまちネットワークシステムの充実 1-(2)-15 地域で活動している組織や団体への支援の充実 1-(2)-16 地域資源の活用 1-(2)-17 ヘルプカードの活用	
	① 障害児の育ちを支える体制の整備	1-(3)-1 早期発見・早期療育体制の充実 1-(3)-2 障害のある子を持つ親への支援 1-(3)-3 子ども総合支援センターの充実 1-(3)-4 療育・教育相談事業の推進 1-(3)-5 幼稚園・保育園の入園に対する支援 1-(3)-6 ことばの発達・発音などに心配のある子どもの言語訓練・相談の実施 1-(3)-7 中等度難聴児発達支援事業の実施 1-(3)-8 こどもの発達センター・ひいらぎ、分室ひよっこ事業の推進	
	② 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進	1-(3)-9 特別支援学級の整備 1-(3)-10 特性に応じた教育課程と教育内容の充実 1-(3)-11 子どもや保護者にとって、身近で安心できる相談体制 1-(3)-12 学校入学前後の支援の継続に関する取組みの充実 1-(3)-13 介助員制度の実施	
基本方針2 に関する施策  ～主体的にいきいきと活動するための支援に取り組みます。～	(1) 雇用・就業 [障害の特性に合わせた雇用の場の開拓や、障害者施設等への優先調達等を進めます。]	③ 放課後等の居場所の充実	1-(3)-14 障害児の放課後等の居場所の充実
		① 適性や能力に応じた就労の場の確保	2-(1)-1 就労援助事業の実施 2-(1)-2 就労機会の拡大 2-(1)-3 市内事業者への広報・啓発、及び情報提供の充実 2-(1)-4 市における雇用拡大 2-(1)-5 障害特性に合わせた雇用の場の開拓の検討
	(2) 余暇活動・生涯学習活動 [障害のある人もない人も共に楽しむ様々な余暇活動等の機会を拡大します。]	② 授産製品の販路拡大	2-(1)-6 授産製品の販路拡大 2-(1)-7 障害者施設等への優先購入(調達)の推進
基本方針3 に関する施策  ～地域で安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。～	(1) 広報・啓発 [障害や障害のある人への理解を深めるための取組みを進めます。]	③ 就労訓練等の実施	2-(1)-8 就労訓練の実施 2-(1)-9 就労継続支援A型事業所や就労移行支援事業所の誘致 2-(1)-10 市内の就労系障害福祉サービス事業所での工賃水準の向上
		① 余暇活動・生涯学習活動の充実	2-(2)-1 生涯学習の推進 2-(2)-2 障害のある人のスポーツ機会の充実 2-(2)-3 障害者スポーツ支援事業の実施 2-(2)-4 図書館におけるハンディキャップ・サービスの充実 2-(2)-5 公民館における障害者学級の実施 2-(2)-6 ゲストティーチャーや講師としての活用
		② 権利擁護体制の活用	3-(1)-1 市報や各種イベントを通じた広報・啓発活動の充実 3-(1)-2 障害理解教育の推進 3-(1)-3 障害者団体の交流機関の活用 3-(1)-4 障害者総合支援センターと地域の交流促進 3-(1)-5 公民館事業を活用した障害者との交流の推進
	(2) 生活環境 [バリアフリー環境の整備を進めるとともに、グループホーム等の整備を進めます。]	③ ボランティア活動の推進	3-(1)-6 虐待防止センター機能の充実 3-(1)-7 権利擁護センター・あんしん西東京との連携 3-(1)-8 成年後見制度の適正な利用促進 3-(1)-9 地域福祉権利擁護事業の普及と活用 3-(1)-10 ボランティア活動の機会の活用 3-(1)-11 ボランティアの育成支援 3-(1)-12 障害のある人をサポートする仕組みの検討
		① 地域における生活基盤の整備	3-(2)-1 グループホーム等の整備
		② 人にやさしいまちづくりの推進	3-(2)-2 人にやさしいまちづくりの推進 3-(2)-3 公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進 3-(2)-4 歩行環境の整備 3-(2)-5 障害者専用駐車スペースの確保 3-(2)-6 市内鉄道駅のバリアフリー化の推進 3-(2)-7 学校施設のバリアフリー化の推進 3-(2)-8 市民への正しい情報提供、意識啓発の推進 3-(2)-9 助成制度の活用によるバリアフリーの誘導
		③ 外出の支援	3-(2)-10 誰もが利用しやすい交通体系の整備・充実に向けた検討 3-(2)-11 移送サービスの充実 3-(2)-12 自動車運転教習費用の補助・自動車改造費の助成 3-(2)-13 自動車燃料費の助成・タクシー利用券の交付 3-(2)-14 身体障害者補助犬法の周知
	(3) 保健・医療 [障害のある人のニーズを踏まえ、保健・医療分野と福祉との連携を進めます。]	④ 緊急時対策、防災・防犯対策の充実	3-(2)-15 緊急メール配信サービスの活用 3-(2)-16 災害時要援護者避難支援プランの作成 3-(2)-17 防災訓練の充実 3-(2)-18 社会福祉施設等と地域の連携 3-(2)-19 緊急時の医療等の体制の整備 3-(2)-20 災害発生時の避難経路や避難先での安全・安心の確保 3-(2)-21 悪質商法などの被害の防止
		① 保健・医療体制の充実	3-(3)-1 医療的なケアを行う事業所等の誘致 3-(3)-2 かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及 3-(3)-3 地域健康づくり・リハビリテーション等の展開 3-(3)-4 在宅歯科診療の充実 3-(3)-5 健康診査の情報提供 3-(3)-6 精神保健・医療の充実
	(4) 情報・コミュニケーション [必要な情報が確実に当事者に届くよう、障害特性に配慮した情報提供を進めます。]	② 医療費の助成	3-(3)-7 医療費の助成
① 情報提供体制の充実		3-(4)-1 「障害者のしおり」の活用 3-(4)-2 障害特性に配慮した情報提供 3-(4)-3 ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上	
	② コミュニケーション体制の充実	3-(4)-4 市役所における窓口対応方法の検討 3-(4)-5 市役所における手話通訳者の設置 3-(4)-6 手話通訳者・要約筆記者の派遣 3-(4)-7 身体障害者電話使用料等の助成 3-(4)-8 郵便による不在者投票制度、代理投票制度、点字投票制度(投票における配慮)	

